

「指定計画相談支援」「指定障害児相談支援」  
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス又は指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6
10. 損害賠償保険への加入	6
11. 苦情の受付について	6

荒川区立精神障害者地域生活支援センター  
(支援センターアゼリア)

## 1. 事業者

名称	荒川区
所在地	東京都荒川区荒川2丁目2番3号
電話番号	03-3802-3111 内線2681
代表者氏名	荒川区長 西川 太一郎
設立年月	平成15年1月

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	平成25年4月1日指定 指定計画相談支援事業所番号:1331800944 指定障害児相談支援事業所番号:1371800036
事業所の名称	荒川区立精神障害者地域生活支援センター(支援センターアゼリア)
事業所の所在地	東京都荒川区東尾久5丁目45番11号
電話番号	03-3819-3113
FAX 番号	03-3819-2312
管理者氏名	施設長 杉下 ひろみ
事業所の運営方針について	<ol style="list-style-type: none"><li>1 利用者又は利用者の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うこととする。</li><li>2 事業の実施にあつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。</li><li>3 事業の実施にあつては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</li><li>4 事業の実施にあつては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</li><li>5 事業の実施にあつては、荒川区、障害福祉サービス事業を行う者等(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</li><li>6 事業の実施にあつては、施設自らその提供する計画相談支援及び障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。</li><li>7 事業の実施に当たっては、前6項の他、関係法令等を遵守する。</li></ol>
開設年月	平成15年1月
事業所が行なっている他の業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターI型

## 3. 事業実施地域

荒川区全域
-------

#### 4. 営業時間

営業日	第3木曜日を除く開館日とする。ただし、荒川区立精神障害者地域生活支援センター条例（平成14年12月6日条例第36号）第8条に規定する休館日を除く。
受付時間	午前9時から午後5時まで

#### 5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	1名	6. 参照
相談支援専門員	5名	0名	1名	6. 参照

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	管理者は、従業者（相談支援専門員を含む。）及び事業の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	生活全般に関する相談、サービス等利用計画案、障害児相談利用計画案、サービス等利用計画、障害児相談利用計画の作成に関する業務を行うものとする。

#### 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービス内容

##### ① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

## ＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第21項及び児童福祉法第6条の2の2第8号に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

## ②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者

の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

### ③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

### ④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## (2)利用料金

### ①サービス利用料金

指定計画相談支援サービス又は指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、区市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給されます。)

### ②交通費

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して当事業所の指定計画相談支援又は障害児相談支援給付費のサービスを利用される場合は、事業所はサービスの提供に際し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができます。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第12条第2項、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第12条第2項)

### ③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに窓口において現金でお支払い下さい。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1)サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情受付窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 9. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第10条第4項参照)

本事業所では、関係法令等に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)保存期間は、指定計画相談支援又は障害児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	午前9時から午後5時まで
----------	--------------

## 10. 損害賠償保険への加入(契約書第11条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

**保険会社名** 社会福祉法人全国社会福祉協議会  
**保険名** しせつの損害補償  
**補償の概要** 施設利用者の傷害事故補償

## 11. 苦情等の受付について(契約書第16条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [荒川区立精神障害者地域生活支援センター施設長] 杉下 ひろみ
- 受付時間 開館日の午前9時～午後5時
- 苦情解決責任者 [社会福祉法人 トラムあらかわ理事長] 橋本 隆治

## (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

### < 第三者委員 >

名 前	連絡先
1 川口 仁志(NPO 法人あふネット理事長)	[社会福祉法人 トラムあらかわ事務局]
2 林 利次(都営町屋5丁目住宅自治会長)	荒川ひまわり第2 電話番号 03-3895-6149

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

荒川区役所障害者福祉課	所在地 東京都荒川区荒川2-2-3 電話番号・FAX 03-3802-3111(内線2681) 受付日・時間 午前8時30分から午後5時15分まで
運営適正化委員会	所在地 東京都社会福祉協議会 内 連絡先:03-5283-7020 受付日・時間 平日午前9時~午後5時

平成 年 月 日

指定計画相談支援サービス(指定障害児相談支援サービス)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 杉下 ひろみ

説明者職名 相談支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービス(指定障害児相談支援サービス)の提供開始に同意しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号(平成24年3月13日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

